

自転車指導啓発重点地区（山県警察署）

令和8年1月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 **歩道は、歩行者優先！**

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 **ながら運転は危険！**

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 **「止まれ」では確実に一時停止を！**

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	山県警察署管内	
	重点地区	
自転車関連事故件数	10	0

重点地区

【重点地区】北広島町有間地区

➤ **選定理由**

- ・ 高等学校の通学路に指定されており、自転車ルールを遵守させる必要がある。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

